

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- ・ 本学の設置者である学校法人富士修紅学院は、「学校法人富士修紅学院寄附行為」第 3 条（目的）において「この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、大学、短期大学、高等学校並びにその他の学校を設置し、教育、保育及び学術の研究を行い、社会に貢献でき得る人材を育成することを目的とする。」と明確に表明し、これらの法律の趣旨に沿って誠実に運営している。【資料 3-1-1】
- ・ 学院創立時（明治 32 年）の精神を尊重し、大学建学の精神に則り、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性・公益性を高めるための組織体制や仕組み・諸規程を構築して、高等教育機関として社会の要請に応じ得る運営を行っている。【資料 3-1-2】

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 3-1-1】 学校法人富士修紅学院寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-1-2】 法人ホームページ抜粋：基本理念

<http://www.fujishuko.ac.jp/about/15/>

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・ 法人運営については、「学校法人富士修紅学院寄附行為」及び「学校法人富士修紅学院理事会規程」に基づき理事会を開催し、学院全体の業務に関する事項について審議決定している。理事会での審議にあたり、理事会の諮問機関として設置された評議員会において、「学校法人富士修紅学院寄附行為」第 21 条に規定された項目については、予め評議員の意見を聞いたうえで理事会を開催している。【資料 3-1-3】
- ・ 大学の運営及び教学に係る全学的に重要な事項については、「健康科学大学運営会議規程」

に基づき、大学運営会議で審議決定している。【資料 3-1-4】

- 平成 28(2016)年 4 月の看護学部開設を踏まえ、平成 27(2015)年度中に、平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度までの 5 か年の経営計画を策定し、この計画に基づき、毎年度予算編成の基本方針を定め予算を策定するなど、年度ごとの着実な実行に取り組んでいる。【資料 3-1-5】
- 経営計画については、「学校法人富士修紅学院経営計画管理規程」及び「学校法人富士修紅学院経営委員会規程」により経営委員会で審議策定し、理事会で決定される。また、経営委員会より毎年、理事会に経営計画の進捗状況を報告し、財務及び経営状況の的確な分析を行うなど、使命・目的の実現に向け継続的に努力している。【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-1-3】 学校法人富士修紅学院理事会規程

【資料 3-1-4】 健康科学大学運営会議規程

【資料 3-1-5】 学校法人富士修紅学院経営計画（応用編）【平成 28 年から平成 32 年まで】

【資料 3-1-6】 学校法人富士修紅学院経営計画管理規程

【資料 3-1-7】 学校法人富士修紅学院経営委員会規程

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- 「学校法人富士修紅学院コンプライアンス管理規程」、「学校法人富士修紅学院コンプライアンス委員会規程」及び「学校法人富士修紅学院自主行動基準管理規程」を制定し、組織倫理の確立に努め、法令並びに諸規程を遵守して社会的責任を果たし、信頼される学校法人として堅実に運営している。【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】
- 「学校法人富士修紅学院私たちの行動基準」を全教職員に配布することにより、教職員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、日常業務に生かすよう周知している。【資料 3-1-11】
- コンプライアンスについては、監事監査の重要項目としてあげられており、この遵守について監査している。
- 文部科学省からの通達等については全教職員にメールで通知し、通知文等は学内 LAN 上の共有ファイルで確認できるようにしている。同様に、寄附行為並びに学内諸規程についても、制定や改正の際には、全教職員に周知し、共有ファイルからいつでも確認できる体制をとり、法令や規程に則り業務を遂行している。

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-1-8】 学校法人富士修紅学院コンプライアンス管理規程

【資料 3-1-9】 学校法人富士修紅学院コンプライアンス委員会規程

【資料 3-1-10】 学校法人富士修紅学院自主行動基準管理規程

【資料 3-1-11】 学校法人富士修紅学院私たちの行動基準

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・富士河口湖町主催のゴミ拾い運動に教職員・学生有志が参加し、地域の美化活動に貢献している。(詳細は「A-1-① 富士河口湖町との包括連携協定に基づく活動」p. 82 に記載)
- ・学内での人権問題の発生防止や発生時の対応を検討するため、「人権問題対策委員会」を設置しており、新学期オリエンテーションではキャンパスハラスメントに関する講習会を開催するとともにリーフレットを全学生に配布し、ハラスメントに関する相談窓口の周知徹底を図っている。(詳細は「2-7-① 学生生活の安定のための支援」p. 43 に記載)
- ・「学校法人富士修紅学院安全衛生委員会」のもと、施設設備の安全対策について検討している。消防設備、電気設備、エレベータ設備など、それぞれの専門業者に委託し、点検や監視を行い、必要な措置を取ることで安全性を確保している。【資料 3-1-12】
- ・学内に 2 台のみであった AED (自動体外式除細動器) を平成 27(2015)年度に全棟に 1 台ずつ設置した。全教職員が使用できるよう、毎年使用方法等の講習会を開催している。
- ・平成 26(2014)年 9 月 1 日から大学敷地内を全面禁煙とし、学内における受動喫煙を防止し、「健康」を謳う大学にかかわる教職員・学生等として健康被害を引き起こす恐れのある喫煙習慣を身につけることのないよう努めるとともに、国立公園内の環境に配慮してタバコの投げ捨て等の行為も厳禁している。【資料 3-1-13】



学内に掲示している「全面禁煙ポスター」と「卒煙相談ポスター」

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-1-12】 学校法人富士修紅学院安全衛生委員会規程

【資料 3-1-13】 平成 26 年度第 4 回健康科学大学運営会議議事録 (抜粋)

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

- ・教育情報は、学校教育法施行規則に定められた項目をすべてホームページにおいて公表している。【資料 3-1-14】
- ・財務情報については、「私立学校法」に定められた「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」及び「事業報告書」並びに「監査報告」を事務局に備え付け、「学校法人富士修紅

学院情報公開に関する規程」によって閲覧に供しているほか、ホームページにおいても公表している。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

- ・大学においては、学生の保護者で結成された「後援会」から定期的に発行される「後援会便り」にも、「貸借対照表」などを掲載している。【資料 3-1-17】

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-1-14】 大学ホームページ：教育研究活動に関する情報公開

http://www.kenkoudai.ac.jp/modules/about/index.php?content_id=24

【資料 3-1-15】 学校法人富士修紅学院情報公開に関する規程

【資料 3-1-16】 法人ホームページ：財務情報

<http://www.fujishuko.ac.jp/data/16/>

【資料 3-1-17】 健康科学大学後援会便り

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学の使命・目的の実現に向け、常に社会の状況を把握し、継続的に取り組んでいく。
- ・今後も組織倫理体制を維持するとともに、マイナンバー制の導入による特定個人情報保護法への対応等、社会の変化に対応し得る体制を整え随時見直しを図っていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・「学校法人富士修紅学院寄附行為」において「理事会」は学校法人業務に関する意思決定機関として位置付けられ、寄附行為及び「学校法人富士修紅学院理事会規程」に基づき適切に運営されている。【資料3-2-1】【資料3-2-2】
- ・理事会は、5月、10月、3月に定例で開催され、必要に応じて臨時に開催されている。【資料3-2-2】
- ・理事会及び評議員会の開催にあたっては、開催通知にあわせて会議資料を送付するとともに、詳細な説明が必要な案件の場合は、非常勤の理事、監事及び評議員には予め電話などで概要を説明している。
- ・「学校法人富士修紅学院寄附行為」第5条第2項に基づき理事長が、同条第3項に基づき副理事長1人、常務理事2人を選任しているが、迅速な意思決定による適切な業務遂行ができるよう、「学校法人富士修紅学院常務理事会規程」に基づき、これらの理事を構成員

とする「常務理事会」を設置している。【資料3-2-1】 【資料3-2-3】

- ・常務理事会は、原則として週1回開催されており、「法人運営の基本に関する事項」「理事会・評議員会の議案に関する事項」「理事会決議事項の執行に関する事項」「理事会から委任された事項」及び「理事会に付議する事項」について協議し、理事会との連携を図る中で運営は適正かつ円滑に行われ、迅速に意思決定ができる体制となっている。
- ・常務理事のうち1人は「学校法人富士修紅学院理事会規定」第5条により、財務担当理事として業務に当たっている。【資料3-2-2】

<エビデンス集 資料編>

【資料3-2-1】学校法人富士修紅学院寄附行為【資料F-1】 【資料3-1-1】と同じ

【資料3-2-2】学校法人富士修紅学院理事会規程【資料3-1-3】と同じ

【資料3-2-3】学校法人富士修紅学院常務理事会規程

(3)3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も、機動的な学校法人運営を行うために、常務理事会や担当理事制の活用を促進する。
- ・役員及び評議員の人事については透明性を持たせ、学内の者に偏らないよう広く社会的経験が豊富で、外からの視点で事業を多角的に検討できる者を引き続き任用していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1)3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2)3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学では、教育に関わる意思決定組織として、大学に「運営会議」、学部「教授会」を置いている。

「運営会議」は、「健康科学大学運営会議規程」に基づき、本学の運営及び教学に係る全学的な重要事項を審議することを目的に設置され、教学に係る重要事項、円滑な大学の管理運営又は将来計画に係る事項、学則変更又は教員人事に係る事項、学生の賞罰又は厚生補導に係る事項及び学長から諮問された事項等を審議している。「運営会議」は、毎月1回開催する定例会議のほか必要に応じ臨時に開催している。構成員は、学長、副学長、学部長、共通科目長、学科長、大学事務局長及びリハビリテーションクリニック院長である。

【資料3-3-1】

また、「教授会」は、「大学学則」第40条に則り「健康科学大学教授会規程」に基づいて各学部に設置されており、卒業、学位、入学、編入学、転入学、再入学、表彰、懲戒、教育課程、試験、単位、教員の教育研究業績、退学、復学、転学、転学科及び除籍に関する事項を審議している。「教授会」は、毎月1回の定例教授会ほか必要なときは臨時にも開催している。構成員は、当該学部の教授であり、開催には、大学の事務局長、次長及び総務課職員又は看護事務課職員、必要なときは審議に係る課の長も参加し、教育全般の審議が可能となっている。「運営会議」及び「教授会」の議事録は、総務課又は看護事務課で作成している。【資料3-3-2】【資料3-3-3】

また、大学を運営する上で必要な組織として、諸規程でそれぞれの目的を明確にしたうえで「教務委員会」及び「学生委員会」等の各種委員会を置き、学科には、学科に関する重要な事項を審議し、あわせて、学科内の連絡調整を図ることを目的とした「学科会議」を置いている。これら各種委員会及び「学科会議」での審議結果について必要な事項については、「運営会議」又は各学部「教授会」に報告され、審議されている。

<エビデンス集 資料編>

【資料3-3-1】健康科学大学運営会議規程【資料3-1-4】と同じ

【資料3-3-2】健康科学大学大学学則【資料F-3】と同じ

【資料3-3-3】健康科学大学教授会規程

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学では、3-3-①に記述の意思決定組織を構成している。この組織において学長は、「運営会議」では、前述記載の構成員のほか必要な者を招集したうえで会議を主宰し議長として参加、また「教授会」では、自身が掲げる教育研究に関する事項について決定を行うに当たり意見を求めるなど、両会議ともに適切にリーダーシップを発揮している。【資料3-3-1】【資料3-3-3】

また、学長が指揮をとる重要な施策として、本学で策定する5か年の中期目標及び中期計画並びに単年度の計画に沿った進捗状況の管理及び検証を行っている。【資料3-3-4】

学長は、これらの意思決定と業務執行に当たり、副学長2人を配置し、経営及び教学の両面においてリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

<エビデンス集 資料編>

【資料3-3-4】健康科学大学中期目標・中期計画【資料F-6-1】と同じ

(3)3-3の改善・向上方策(将来計画)

本学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップを発揮できる体制は整っている。今後は、現状の運営を継続しつつ、さらなる向上に取り組む。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1)3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2)3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- ・「学校法人富士修紅学院経営委員会規程」に基づき経営委員会を開催しており、法人と大学並びに各設置校等のコミュニケーションが図られ、円滑に運営されている。【資料 3-4-1】
- ・法人の意思決定機関である理事会において、大学運営会議及び教授会での審議内容等の説明と報告が行われ、大学の教育研究状況及び教学組織としての意向については理事会で適切に把握し、これを尊重して経営に当たっている。
- ・理事会での決定事項については、「学校法人富士修紅学院事務連絡会議規程」に基づき、原則として月 1 回開催される事務連絡会議で報告されるほか、月 1 回開催される大学運営会議及び教授会で報告され、大学事務職員には、事務局各課長による週 1 回の報告会で周知されている。【資料 3-4-2】
- ・毎週開催される常務理事会において、常務理事である大学事務局長から大学における重要事項について報告、協議等を行っている。

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-4-1】 学校法人富士修紅学院経営委員会規程【資料 3-1-7】と同じ

【資料 3-4-2】 学校法人富士修紅学院事務連絡会議規程

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

- ・「学校法人富士修紅学院寄附行為」第 12 条 1 項により、学長は理事と規定されており、評議員にも選任され理事と兼任している。また、副学長、健康科学部長、看護学部長、大学事務局長及び法人事務局長が理事及び評議員に選任されており、大学からの意見等は審議に反映され、学校法人の意思決定は円滑に行われ、教学部門と共有されている。【資料 3-4-3】
- ・理事会は、「学校法人富士修紅学院寄附行為」第 21 条に規定された事項については評議員会に諮問しており、ガバナンスは確保されている。【資料 3-4-3】

- ・監事は、「学校法人富士修紅学院寄附行為」第15条及び第17条により選任及び職務が規定されており、「学校法人富士修紅学院監事監査規程」に基づき各設置校等に出向き監査を行い、学院の業務や財産の状況の把握に努め、その結果を理事会及び評議員会に報告しており、理事会には必ず出席し、十分なチェック機能を果たしている。【資料3-4-3】【資料3-4-4】
- ・「学校法人富士修紅学院内部監査規程」に基づき、大学の内部監査を法人事務局長の指揮の下に実施し、透明性を確保している。【資料 3-4-5】

<エビデンス集 資料編>

- 【資料 3-4-3】 学校法人富士修紅学院寄附行為【資料 F-1】 【資料 3-1-1】 【資料 3-2-1】と同じ
- 【資料 3-4-4】 学校法人富士修紅学院監事監査規程
- 【資料 3-4-5】 学校法人富士修紅学院内部監査規程

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

- ・「学校法人富士修紅学院寄附行為」第8条により、理事長はこの法人を代表し、その業務を総理すると規定されており、法人の運営にリーダーシップを発揮している。【資料 3-4-3】
- ・理事長は、学長を兼務しており教学部門においてもリーダーシップを発揮している。
- ・教員からの意見や提案については、学科会議をはじめとする各委員会を通して反映している。【資料3-4-6】
- ・事務局職員の意見や提案については、事務局各課長による週一回の報告会を通じて学長に伝えられている。

<エビデンス集 資料編>

- 【資料 3-4-3】 学校法人富士修紅学院寄附行為【資料 F-1】 【資料 3-1-1】 【資料 3-2-1】と同じ
- 【資料 3-4-6】 健康科学大学学科会議規程

(3)3-4 の改善・向上方策（将来計画）

コミュニケーションとガバナンスについては概ね良好に機能している。今後も風通しのよい組織づくりを念頭に、各委員会や会議との連携を強化していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の設置者である「学校法人富士修紅学院」においては、経営の決定機関である「理事会」と諮問機関である「評議員会」を定期的で開催し、学院の経営に係る重要事項の決定を行っているが、流動的で多様な経営上の諸問題に迅速に対応するため、理事会からの包括的授権に基づき「常務理事会」を設置し、日常の業務や理事会を開催するいとまがない緊急の事態における意思決定を行い、理事長による業務運営の円滑化を図っている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】

大学には「運営会議」を設置し、教学における重要事項、大学の管理運営、学則変更、教員人事等の大学における重要事項を審議し、学長の諮問に応えることにしている。【資料 3-5-4】

また、各学部には「教授会」を設置し、卒業の認定、学位の授与、入学の許可等、学長による教育上の決定について意見を述べ、学長及び当該学部の学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができるようにしている。【資料 3-5-5】

「健康科学大学事務組織及び事務分掌規程」に大学事務局の組織、職員の職制及び職務、各課の事務分掌について定め、各事務部門の果たす役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。【資料 3-5-6】

大学及び各学部に置かれる各種の「委員会」においては、職員も必要な場合は委員として参画するとともに、事務局として委員会の庶務を担当するなど、適切な役割分担の下で教員と一体となり、本学の教育研究の向上に重要な役割を果たしている。

<エビデンス集 資料編>

- 【資料 3-5-1】 学校法人富士修紅学院寄附行為【資料 F-1】【資料 3-1-1】【資料 3-2-1】
【資料 3-4-3】と同じ
- 【資料 3-5-2】 学校法人富士修紅学院理事会規程【資料 3-1-3】【資料 3-2-2】と同じ
- 【資料 3-5-3】 学校法人富士修紅学院常務理事会規程【資料 3-2-3】と同じ

【資料 3-5-4】健康科学大学運営会議規程【資料 3-1-4】【資料 3-3-1】と同じ

【資料 3-5-5】健康科学大学教授会規程【資料 3-3-3】と同じ

【資料 3-5-6】健康科学大学事務組織及び事務分掌規程

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学は、2つのキャンパス、大学の付随施設であるリハビリテーションクリニックを有していることから、学長、副学長、学部長、共通科目長、学科長、大学事務局長及びリハビリテーションクリニック院長で構成される「運営会議」を毎月開催している。【資料 3-5-4】

また、本学では、大学事務局各課長による週1回の報告会を毎週開催し必要な事項については、「運営会議」で報告又は最終審議している。これらの内容については、全教職員に伝達している。また、事務職員については、毎年大学事務局長とのヒアリングを行い、この結果を基に適切に人員を配置するとともに、法人事務局において定期的に業務について関係法令、学内規則に則り、円滑に遂行することを目的として監査を行い、業務の効果的な執行に資している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学では、「健康科学大学就業規則」第41条の教育訓練の定めに従って、職員を学外の諸機関が主催する各種研修会・講習会・セミナー等へ派遣・参加させるほか、必要があれば専門資格を取得するよう指示している。研修会等への参加及び資格の取得等については、「健康科学大学事務職員研修規程」の規定に基づき行っており、大学が認めた場合、職務に関連する課題について自己研修を行う者に対して、結果の報告、課程修了もしくは資格取得等の条件をつけて、大学が研修経費の全額又は一部を補助し教育機会を与えている。これら研修会等により習得した知識については、事務局に報告させるとともに、他の職員にも提供し教育機会を共有している。これらの取組みにより職員の広く一般的な知識、技能の修得及び能力の向上による業務の充実を図っている。【資料 3-5-7】【資料 3-5-8】

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-5-7】健康科学大学就業規則

【資料 3-5-8】健康科学大学事務職員研修規程

(3)3-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的を達成するための事務体制については、適切に機能している。

また、教職員については、本年度から人事評価制度を導入し、「健康科学大学人事評価規程」に基づき実施している。教職員の一定期間の業務成績及び能力を適正に評価し、職員の資質の向上並びに昇給の割合及び勤勉手当の成績率の決定に活用することにより、人事管理の公正で合理的・民主的な運営を促進し、もって職員の勤労意欲を促進させるとともに、経営能率の向上を期することに取り組んでいる。【資料 3-5-9】

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-5-9】健康科学大学人事評価規程

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2)3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 21(2009)年度から、本法人においては 5 か年の経営改善計画を策定し、収支バランスの取れた財政を目指して、経営の健全化に取り組むとともに、平成 28(2016)年度に開設した看護学部の設置に要する財源を確保することを目標に資金計画を立てて実行してきた。これにより、平成 21(2009)年度以前までの長期にわたる基本金組入前当年度収支差額のマイナスは、翌期にはプラスに転じ、以後每期プラスを維持しており、翌年度繰越収支差額も改善されている。【資料 3-6-1】

平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度までの 5 か年にわたる経営計画を策定しており、経営計画をもとに各年度での予算基本方針及び事業計画の策定により、計画的な財務運営を確立している。【資料 3-6-2】

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-6-1】学校法人富士修紅学院計算書類（平成 23 年度～平成 27 年度）

【資料 F-11】と同じ

【資料 3-6-2】学校法人富士修紅学院経営計画（応用編）【平成 28 年から平成 32 年まで】 【資料 3-1-5】と同じ

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した収支バランスを確保するために、法人部門を除く各部門の独立採算を基本として、各部門単体での収支がプラスとなるよう予算編成を行っている。大学部門の基本金組入前当年度収支差額は平成 23(2011)年度から 5 か年において収入超過となっており、収支プラスを維持している。【資料 3-6-1】

事業活動収支計算書関係比率について、自己資金の充実を示す事業活動収支差額比率は法人全体で平成 23(2011)年度 8.7%、平成 24(2012)年度 10.7%、平成 25(2013)年度 20.0%、平成 26(2014)年度 29.2%、平成 27(2015)年度 10.2%と安定的に推移している。【資料 3-6-3】

外部資金について、大学部門の科学研究費補助金の採択実績は、継続を含め平成

25(2013)年度 4 件 351 万円、平成 26(2014)年度 3 件 162 万円、平成 27(2015)年度 7 件 582 万円となっている。

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-6-3】 学校法人富士修紅学院財務比率表

(3)3-6 の改善・向上方策（将来計画）

経営計画を着実に推進していくこと、また財政基盤を維持していくための定員未充足の解消に向けて、国家試験合格率 100%、就職率 100%を目指すとともに、退学者 0 人の大学づくりに取り組んでいく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2)3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

「学校法人会計基準」及び本法人の「学校法人富士修紅学院経理規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。また、会計処理上の疑問点等に関しては、その都度公認会計士と相談し指導を受け処理している。【資料 3-7-1】

予算執行については、「学校法人富士修紅学院経理規程」に基づき、100万円以上の支出は理事長の承認が必要となっている。また、100万円未満の支出は各部門の事務局長もしくは事務長となっているが、必要に応じて相見積、競争入札などを実施し、厳正に精査したうえで予算執行の可否を決定している。

平成 27(2015)年度より会計基準が改正され、文部科学省からの通知や日本公認会計士協会の学校法人委員会報告及び実務指針など、会計処理に必要な不可欠な事項を周知徹底し、不明な点については、公認会計士に確認している。

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-7-1】 学校法人富士修紅学院経理規程

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「私立学校振興助成法」による公認会計士の監査、「学校法人富士修紅学院監事監査規程」に基づく法人役員である「監事」による監査及び「内部監査規程」に基づく法人事務局長

の指揮による内部監査を実施している。【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】

本法人の監事は、「監事監査規程」による監査のほか、公認会計士の監査に必要な応じて同席し連携を図っている。また業務状況及び財政状況等の運営全般について実態を把握し、理事会及び評議員会において意見を述べ、決算の監査報告を行っている。

<エビデンス集 資料編>

【資料 3-7-2】 学校法人富士修紅学院監事監査規程【資料 3-4-4】と同じ

【資料 3-7-3】 学校法人富士修紅学院内部監査規程【資料 3-4-5】と同じ

(3)3-7 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も実務をより定着させ、会計処理と会計監査を一層適正かつ厳正に実施する。

[基準 3 の自己評価]

大学の運営について、使命・目的及び教育目標を達成するために、関係法令及び寄附行為をはじめ本学の規程に基づき、理事会を中心に理事長・学長がリーダーシップを発揮し教職員が協働して継続的に事業を遂行している。

財務基盤について、5 か年の経営計画を着実に推進し、財政基盤の安定に向けた運営を確立している。会計処理は、学校法人会計基準及び本学の規程等を遵守の上、公認会計士、監事、内部監査の体制を整備しており、適正かつ厳正に実施されている。

以下のことから、基準 3 の基準は満たしていると判断した。

- ・経営の規律と誠実性は維持されていると判断した。
- ・使命及び目的の実現にむけて継続的努力をしていると判断した。
- ・学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令について遵守していると判断した。
- ・環境保全、人権、安全に対し配慮されていると判断した。
- ・教育情報及び財務情報については、適切に公表されていると判断した。
- ・使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備していると判断した。
- ・本学の意思決定組織は整備されており、組織の権限と責任は明確に示され、機能的に運営していると判断した。
- ・法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われていると判断した。
- ・法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性は確保されていると判断した。
- ・リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営は確保されていると判断した。
- ・業務執行の管理体制が構築され、機能的に運営されていると判断した。
- ・事務局の研修体制は整っており、職員の資質・能力の向上の機会を提供されていると判断した。
- ・安定した財務基盤の確立と収支バランスが確保されていると判断した。
- ・適正な会計処理が実施されていると判断した。
- ・会計監査の体制が整備され、厳正に実施されていると判断した。